

○印西市災害時における協力井戸の登録に関する要綱

令和元年12月6日告示第82号

令和2年7月1日告示第139号

印西市災害時における協力井戸の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、震災等の災害時に供給が困難となるおそれのある生活用水を確保するための協力井戸（以下「災害時協力井戸」という。）の登録等の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市長は、第5条第1項の規定による申込書の提出があったときは、次の各号のいずれにも該当する場合に、災害時協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内に所在する電動式、手動式又は電動・手動式併用のポンプを用いた井戸であること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が現在使用しており、今後も引き続き使用する予定であること。
- (4) 災害時に近隣の市民等へ生活用水の提供ができるよう所有者等において継続的かつ適正に管理されること。
- (5) 洗面、洗濯、トイレ洗浄等の生活用水として使用できる水質であること。
- (6) 災害時協力井戸が所在する旨の標識を近隣の市民から認識しやすい場所に設置することについて同意していること。
- (7) 本市のホームページ、広報紙等に災害協力井戸に関する情報を掲載することについて、所有者等の承諾が得られること。

(登録情報の管理)

第3条 市長は、印西市個人情報保護条例（平成12年条例第25号）に基づき、災害時協力井戸の登録に関する内容を適切に管理しなければならない。

2 市長は、災害時協力井戸に関する現状把握に努め、災害時協力井戸に関する情報を定期的に更新し、これを市民に公表するものとする。

(利用条件の周知)

第4条 市長は、災害時に災害時協力井戸を利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

- (1) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (2) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の承諾が得られた場合を除き、災害等による水道の断水時に限られること。
- (3) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の承諾が得られた場合を除き、日中に限られること。
- (4) 停電等により災害時協力井戸が利用できない場合があること。

(5) 所有者等から災害時協力井戸に関する管理運用上の指示を受けた場合、その指示に従うこと。

(登録の手續)

第5条 災害時協力井戸の登録を受けようとする所有者等は、印西市災害時協力井戸登録申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、速やかに現地調査等の必要な調査を行い登録の可否を決定するとともに、所有者等に対し、印西市災害時協力井戸登録可否決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(登録期間)

第6条 災害時協力井戸の登録期間は、登録した年度から起算して3か年度とする。ただし、当該登録期間の満了までに市長、所有者等のいずれからも異議の申出がない場合は、さらに1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(登録解除)

第7条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除するものとする。

(1) 所有者等から印西市災害時協力井戸登録解除申出書(別記第3号様式)が提出されたとき。

(2) 第2条に規定する登録の要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時協力井戸として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の場合においては、印西市災害時協力井戸登録解除決定通知書(別記第4号様式)により、所有者等へ通知するものとする。

附 則 (令和2年7月1日告示第139号)

この告示は、公示の日から施行する。